

憲法第 53 条による臨時会の召集要求があった場合における 召集期限の明示に関する国会法改正について

【改正の方向性】

いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の議員（の連名）による臨時会の召集の決定の要求（以下「臨時会の召集要求」という。）があったときは、内閣は、臨時会の召集要求に係る要求書を受領した日から〇日以内の臨時会の召集を決定しなければならない旨の規定を追加することとする。

【検討課題】

(1) 召集期限

召集期限をどの程度とするのか。

〔国会における召集義務の例〕

- ・衆議院の解散→選挙の日から 30 日以内（憲法第 54 条第 1 項）〈特別会〉
- ・衆議院議員の任期満了に伴う総選挙→任期が始まる日から 30 日以内（国会法第 2 条の 3 第 1 項）〈臨時会〉
- ・参議院の通常選挙→任期が始まる日から 30 日以内（国会法第 2 条の 3 第 2 項）〈臨時会〉

〔地方議会における招集義務の例〕

- ・普通地方公共団体における首長に対する臨時会の招集請求→請求のあった日から 20 日以内（地方自治法第 101 条第 4 項）

(2) 会期延長の制度との関係

期限を定めることにより、召集義務がより具体的なものとなった場合には、会期中に会期延長の動議が否決され、かつ、閉会直後に臨時会の召集要求があった場合を想定すると、会期延長の議決の制度との関係が議論となる可能性がある。（特に、参議院議員の要求の場合は、会期延長の議決の衆議院の優越との関係（国会法第 13 条））

(3) 選挙に伴う召集義務との関係

衆議院の解散総選挙の場合、衆議院議員の任期満了に伴う総選挙の場合、参議院の通常選挙の場合には、それぞれ内閣に特別会又は臨時会の召集義務の定めがある（(1)参照）。この選挙に伴う国会の召集義務と臨時会の召集要求があった場合の臨時会の召集義務との関係を整理する必要がある（臨時会の召集要求があった場合の召集義務を課す必要性があると考えるか）。

【参考条文】

○日本国憲法

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

②・③ 〔略〕

○国会法（昭和 22 年法律第 79 号）

第二条の三 衆議院議員の任期満了による総選挙が行われたときは、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を召集しなければならない。但し、その期間内に常会が召集された場合又はその期間が参議院議員の通常選挙を行うべき期間にかかる場合は、この限りでない。

② 参議院議員の通常選挙が行われたときは、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を召集しなければならない。但し、その期間内に常会若しくは特別会が召集された場合又はその期間が衆議院議員の任期満了による総選挙を行うべき期間にかかる場合は、この限りでない。

第三条 臨時会の召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第十二条 国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。

② 会期の延長は、常会にあつては一回、特別会及び臨時会にあつては二回を超えてはならない。

第十三条 前二条の場合において、両議院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによる。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第百一条 〔略〕

② 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

- ③ 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- ④ 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。
- ⑤ 第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。
- ⑥ 第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。
- ⑦ 〔略〕